

令和 8 年 3 月 24 日

社会福祉法人わらしべ舎

理事長 高橋 勝彦

障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金に関するお知らせ

職員の皆さまには、日頃より利用者支援および事業運営にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。障害福祉分野では全国的に人材不足が深刻化しており、職員の皆さまが安心して働き続けられる環境づくりが急務となっています。このような状況を踏まえ、国においては令和 8 年度の報酬改定を待たず、緊急的な賃上げ支援（臨時処遇改善手当）を実施することが決定されました。当法人においても、この制度を活用し、職員の皆さまの処遇改善に取り組んでまいります。つきましては、本事業の目的および内容、ならびに当法人における配分ルールについて下記の通りお知らせいたします。

1 事業の目的

障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて必要な対応を行うこととされている令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業の内容

福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を取得し、取組を推進する（又は見込み）事業所に対して、人件費の改善に必要な費用を補助する。また、処遇改善加算の対象外サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）については別途お示しする処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす（又は見込み）事業所に対して、人件費の改善に必要な費用を補助する。

4 支給対象職員 法人全職員

5 支給日 令和8年3月25日（一時金：特別手当で支給）

6 当法人における配分ルール

区 分	支 給 額
正職員	36,000円
臨時職員	36,000円
パート職員 役職者	36,000円
パート職員（常勤扱い：週40時間勤務）	36,000円
パート職員（週40時間未満勤務）	17,000円
パート職員（週20時間未満勤務）	10,000円
パート職員（週8時間未満勤務）	5,000円
休職者	勤務実績に応じて按分

本手当は勤務実績（令和7年12月～令和8年3月）に応じて配分します。休職者および長期欠勤者については、勤務した日数・時間に応じて按分します。

6 職員へのメッセージ

本手当は、日頃より利用者支援に尽力されている皆さまの働きに報いるためのものです。引き続き、安心して働き続けられる職場づくりに努めてまいります。

ご不明な点等ありましたら事務長山田までおねがいします。